

梅花女子大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

梅花女子大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性」を明文化し、学部・学科ごとに人材育成に関する目的として学則第 5 条第 3 項に明記し簡潔に文章化している。個性・特色は、建学の精神を達成するため、「社会に有為」な「自立した女性」の養成と明示している。創立以来、社会情勢に柔軟に対応して使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。使命・目的等の改正には、役員や関係委員会の構成員である教職員は関与・参画し、情報共有と理解・支持を深めている。建学の精神、大学の理念・教育目標は、ホームページで周知している。平成 30(2018)年に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを通して、使命・目的及び教育目的に反映している。教育研究組織は、教育・研究支援センターを設置し、質保証の達成に向けて整合性を持った組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに基づき、適切に実施している。学修支援は、教職員協働をはじめとする学修支援体制を整備し、離学者減少に向けた対応等を実施している。キャリア支援における、就職・進学に対する相談・助言体制の整備では、就業力養成のための科目の配置、社会的・職業的自立に向けた教育課程外のさまざまな取組みを通じ、キャリアサポートをしている。学生サービスは、心身に関するサービスや経済的な支援など総合的な学修支援体制を整備している。学修環境の整備は、校地、校舎、図書館、情報処理施設、実習・演習などの附属施設は法令に基づき整備し、有効に活用している。学生の意見・要望への対応は、学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを整備し、学修支援体制の充実や満足度向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 大学を体現するスローガンである「チャレンジ&エレガンス」に従い、花と緑と水のある学修環境へと改修が進められている点は評価できる。
- コロナ禍の学生への経済的支援として、食料品や生活用品の援助を実施しており、対面授業の全面再開後は学食の半額提供を継続するなど、学生の生活基盤が整うよう努めている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学要覧・ホームページなどで学内外へ周知している。単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達度目標・評価基準に従い、単位・進級・卒業・修了の基準を定めて厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め、周知している。カリキュラム・ポリシーは、4 分野から成る「全学共通教育科目」と各学部・学科固有の「専門科目」の 2 区分により、幅広い知識と豊かな教養教育を実施し、教育課程の体系性と系統性を明示し編成している。学部シラバスの一部の科目において、成績評価基準、到達目標などの不記載やシラバスの記載されていない科目が存在しており、早急な対応が求められる。教授会前に授業実践報告会を開催し、意見交換を図り教育能力向上を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、修得すべき六つの力を明示し、評価結果は「教務 Web システム」を通じて把握し、学生・教職員が共有して学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐として、学部長及び研究科長を配置するとともに、学長の諮問機関として大学の重要事項を審議する部長会を設け、使命・目的の達成のため学則及び規則を定め、大学の意思決定の権限と責任を明確にした上で教学マネジメントを構築し、組織的に機能している。大学及び大学院に必要な教員は、適正に配置し、教員の採用・昇任は規則に基づき適切に行っている。FD(Faculty Development)は、FD 委員会を設置し、月 1 回の授業実践報告会を開催するなど組織的に取り組んでいる。SD(Staff Development)は、教職員の行動心得とする「BAIKA MIND」に基づく、人材の育成を目指した職員研修を毎年行っている。教員の研究環境は適切に整備している。研究倫理に関する規則を定め、厳正に運用している。研究活動の資金は、規則を整備し個人研究費を配分するほかに、外部資金獲得に向けた情報提供支援をしている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性を維持して運営している。使命・目的の実現のため、中期計画を策定し、社会情勢に対応した継続的な努力をしている。環境保全・人権・安全については規則を定め、保護・保全・危機管理に配慮し、適切に機能している。使命・目的の達成に向けて、理事会は、寄附行為に基づき意思決定体制を整備し、事業計画の実現に向け適切に機能している。理事長は、法人・教学との責任者と定期的に会議を開催し、経営に必要な情報共有や意見交換を行い、リーダーシップが発揮できる内部統制環境と相互チェック体制が整備され機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は内部監査結果を理事会に報告しているが、今後は教学監査の充実が望まれる。事業計画に基づき、適切な財務運営により安定した収支バランスを確保している。会計処理は、一部に規則と異なる会計処理があるが、法令や規則に基づいた運営をしている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のために、令和2(2020)年度に策定した「梅花女子大学中期計画(2020~2024)」の達成に向け、内部質保証の全学的組織として、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、恒常的に点検・評価を行う組織と責任体制を確立している。内部質保証のため、「梅花女子大学自己点検・評価規程」に沿って、自律的な自己点検・評価を行い、改善策の対応状況などを情報共有する体制を整備している。自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析は教育・研究支援センターと総務部が行い、学修環境や学生の行動実態に関する事項の現状把握の体制を整備している。内部質保証に向けて、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を令和2(2020)年から毎年実施して、中期計画の達成状況と課題の分析結果を踏まえて「教育の質保証」の改善を検討するPDCAサイクル体制を確立させ反映している。教学面と管理運営面の一部において、法令や規則と異なる運営や、エビデンス資料と議事録に不整合な部分が散見するが、大学運営の改善に向けて内部質保証は機能している。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善を検証するPDCAサイクルの仕組みを構築して大学改革を推進している。また、建学の精神をもとに「社会に有為」「自立した女性」の養成と明示して、全学的に取り組んでいる「問題発見解決力」の修得を目指し、内部質保証を図る教育支援体制及び環境整備の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1.学園内連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、寄附行為第3条に「キリスト教精神をもって徳育の基本とし、教育基本法および学校教育法に従い、教育の実をあげることをもって目的とする」と明確にして、学則第1条に、求める学生像は「他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性」と明文化している。学則第5条3項において、「社会に有為」な「自立した女性」の二つの育成の要点を踏まえ、学部・学科ごとに明確に人材育成に関する目的として学則第5条第3項に明記され簡潔に文章化している。個性・特色は、建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性を育成する」を達成するため、キリスト教及び建学の精神の理解を深める教育、女性として社会で自立し活躍できる資格取得の可能な学部・学科の配置をもとに、「社会に有為」な「自立した女性」の養成を明示している。創立以来、社会情勢に柔軟に対応した教育の質保証として、使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている

〈理由〉

使命・目的、教育目的などは、学長が各学部・研究科での議論の結果を部長会の審議、理事会の承認を経て明文化し、役員や教職員は関与している。理事長は年度初めに経営方針を訓示し、学長も教授会で講話を行い、教職員全体では、「建学の精神プログラム」研修会を実施して理解と支持を深めている。使命・目的、教育目的等は、入学式・卒業式やホームページで学内外へ周知している。令和 2(2020)年に、「梅花女子大学中期計画(2020~2024)」を策定し、建学の精神、教育目的を堅持し、8項目の目標を達成すべく具体的な計画を掲げ、育成目標に反映している。「社会に有為」「自立した女性」を基盤に、平成 30(2018)年に三つのポリシーを見直し、使命・目的及び教育目的に反映している。教育研究組織は、4学部 9学科、3研究科 5専攻が、使命・目的及び教育目標の達成に向け、教育・研究支援センターを設置して整合性を持った組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的の実現を踏まえ、大学全体、学部・学科ごとに策定し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施においては、多様な入学者選抜を実施し公正かつ妥当な方法で実践し、適切な体制のもとで運用している。入試問題作成については、作問委員会による組織体制で実施し、試験内容の振り返りや検証が適切に行われている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数について、収容定員超過が見られるが、大学全体としては概ね適切な受入れ数を維持している。

〈参考意見〉

○文化表現学部情報メディア学科は、入学定員の増加などの対応を行っているが、収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、引続きの対策と対応が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制は、各学科及び学生サービスセンターを基本組織とした教務委員会を組織し、教育課程や授業時間の編成、成績不振者の修学支援など、全学的な調整を通じて適正化が図られた運営が行われている。学生が学業や授業に関することや、学生生活全般について相談できるよう、全学的にオフィスアワー制度を導入し、全専任教員が「教務 Web システム」において学生に提示している。障がいのある学生への支援については、ガイドラインに基づき、適切かつ合理的な修学支援を行っている。中途退学、休学及び留年などへの対応策においては、クラスアドバイザーによる丁寧なヒアリングを通じ、教務委員、学科長を中心とした対応ができています。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制については、各学科、就職部、企画部、保育・教職支援センターが連携を図り、就職部の専門部員が中心となり、指導や相談を実施している。就職・進学に対する相談・助言体制では、教育課程内において、「初年次セミナー」「問題発見・解決セミナー」「キャリアデザイン」等の科目を配置し、学生が知識や技能を得られるよう、大学は独自の就業力養成のための科目を配置している。教育課程外では、「就活ゼミ」「スーパーチャレンジ講座」「教職チャレンジ講座」「保護者対象就職セミナー」など多数のプログラムを実施し、社会的・職業的自立に向けたさまざまな取組みからキャリアサポートを支援している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、学生サービスセンターを設置し、総合的な学修支援体制を整備している。学生の心身に関するサービスにおいては、保健室、学生相談室を設置し、人員配置も適切に行っている。奨学金などの学生に対する経済的な支援においては、独自の奨学金を設け、学内ポータルサイトや大学案内及び入試ガイドを通じた情報提供を行い、希望者に対する経済的支援を組織的かつ適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備において、校舎は設置基準上必要とされる面積を満たしている。施設、設備の安全性については、令和 2(2020)年度に全校舎の耐震補強工事を終了している。図書館においては蔵書数やデータベースの充実、静穏な学修スペースなどを整備している。教育目標達成のための ICT（情報通信技術）教育施設は、メディアセンターが管理運営を

行い、ネットワークなどの環境整備や充実を随時実施している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性においては、エレベーターや多機能トイレの設置など整備し、障がい者支援コーディネーター委員を通じて、車椅子を利用している学生と相談し、外部階段のスロープ化を図るなど配慮をしている。授業を行う学生数については、少人数クラスを編制するなど、必要に応じて適切に対応している。

〈優れた点〉

○大学を体現するスローガンである「チャレンジ&エレガンス」に従い、花と緑と水のあ
る学修環境へと改修が進められている点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望への対応は、FD 委員会が「授業アンケート」や「卒業生アンケート」を実施し、学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを整備し、学修支援体制の充実や満足度の向上に取り組んでいる。学生生活に対する学生の意見等をくみ上げるシステムにおいては、学生部が中心となり、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望の把握と検討結果の活用が行われ、学生生活の援助を適切に実施している。施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムにおいても、学生自治会と学生部及び教務部とメディアセンターなどが情報を共有し、施設・設備改善への取組みを適切に実施している。

〈優れた点〉

○コロナ禍の学生への経済的支援として、食料品や生活用品の援助を実施しており、対面授業の全面再開後は学食の半額提供を継続するなど、学生の生活基盤が整うよう努めている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づいた教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、各学部・学科で育成する人材像を記載し、大学要覧・ホームページなどで学内外へ公表し、学生には入学時オリエンテーション、履修ガイダンス、個別面談で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を定め学則に明記し、大学要覧やオリエンテーションなどを通じて学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準及び評価方法をシラバスに明記し、学生への周知に努めている。卒業判定基準は学則にのっとり行われ、成績評価確認制度を設け透明性・公平性を確保するなど、単位・進級・卒業・修了の各認定を厳正に行っている。研究科においては、学位論文に係る評価基準が設定され周知されている。

〈参考意見〉

○学部のシラバスにおいて、成績評価基準、到達目標などの記載不備や、授業時間・予習・復習時間の記載が不十分な科目があるため、チェック体制を含め、整備が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育目的に基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、大学要覧、ホームページなどにより公表し、学生には、入学時オリエンテーション、履修ガイダンスなどで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するため整合性に留意しながら策定され、一貫性が確保されている。学部においては、全科目カリキュラムマップとリンクさせて、ディプロマ・ポリシーとの対応が確認できるよう周知している。カリキュラム・ポ

リシーは、4分野から成る「全学共通教育科目」と、各学部・学科固有の「専門科目」の2区分により、幅広い知識と豊かな教養教育を実施し、教育課程の体系性と系統性を明示している。教授会前に授業実践報告会を開催し、教員の取組みの紹介、意見交換を図り、教育能力向上を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は、ディプロマ・ポリシーに加え、大学で修得する六つの力「豊かな人間性」「問題解決力」「論理的思考力」「コミュニケーション力」「チームワーク・リーダーシップ」「グローバル社会適応力」として明示し、科目内容と学修成果の点検・評価を行っている。学修状況は、「単位修得状況」「GPAの平均値・分布」「卒業要件充足状況」「授業アンケート結果」「免許・資格の取得状況」から把握し、ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定が行われているか点検・評価している。学修成果の点検・評価のフィードバックは、各学科のクラスアドバイザーが学期ごとに「教務 Web システム」を通じて、学修状況を把握し、面談時などの学修指導においてフィードバックしている。また、各学科教員が成績確定後に「GPA 一覧表」により、各学部・学科の学年ごとに GPA(Grade Point Average)平均値と分布の結果を共有し、全学的な教育の質の維持となる教員の教育内容・方法の改善につなげている。

〈参考意見〉

○学修成果の総合的評価・分析や検証を組織的に行うための体制整備が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、学部長及び研究科長を配置するとともに、学長の諮問機関として大学の重要事項を審議する部長会を設け、使命・目的の達成のため「大学組織運営規程」「部長会運営規程」等を整備し、大学の意思決定の権限と責任を明確にした上で教学マネジメントを構築している。教授会は「教授会運営規程」に基づき、組織上の位置付けと役割が明確化され、適切に機能している。

教学マネジメントの遂行に当たっては、必要な職員を教学組織の委員会に委員として参画させるなど適切に配置し、役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員は、設置基準で定める教員数を確保し、適正に配置している。教員の採用は公募を原則とし、ホームページと国立研究開発法人科学技術振興機構等を通じて応募者を募っている。「教員人事審議規程」等の関係規則を定め、採用・昇任について適切に運用している。

FD に関する大学全体としての統一的な方針作成が望まれるものの、全学的な組織である教育・研究支援センター及び FD 委員会を中心に、組織的に実施している。日常的には、専任教員を対象とした月 1 回の授業実践報告会の開催や「梅花コミュニケーションカード」の活用等により、現状の見直しや改善に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○FD は組織的に行われているが、大学全体として一定の方針を設定した上で実施することが望まれる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、少子化など大学を取巻く環境が厳しさを増す中、専任教職員としての役割を理解することを方針としており、教職員の行動心得として就業規則に定められている「BAIKAMIND」に基づく、課題発見・解決のできる能力を備えた自立した人材の育成を目指した職員研修を毎年行っている。具体的には「建学の精神プログラム」「接遇ブラッシュアップ研修」「ハラスメント研修」を毎年度計画的に実施している。

〈参考意見〉

○大学が主催する各研修への参加状況の把握が不十分である点は、適切に把握し、客観的な情報を踏まえた点検・評価に基づく SD の計画・実施が望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に研究室を割当て、ネットワーク環境や備品を適切に管理しており、研究環境を整備して有効に活用し、適切に管理・運営を行っている。

研究倫理教育として、学内研修会を毎年実施している。また、研究倫理についての学内規則を整備し、「研究倫理審査規程」に基づき研究倫理審査委員会を設置して審査を行うなど厳正に運用している。「梅花女子大学利益相反マネジメントポリシー」に基づき、産学連携活動を支援している。

研究費は規則に基づき一定額の「個人研究費」を配分する他、「梅花学園研究助成」「梅花学園プロジェクト研究助成」を公募し、審査を経て配分している。人的支援として教育・研究支援センターによる支援を行っている。科学研究費助成事業等外部資金導入のため申請支援や情報提供を行い、獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「就業規則」等の組織倫理に関する規則、コンプライアンス徹底を目的とする「公益通報者の保護に関する規程」に基づき、適切な運営を行っている。また、「情報公開規程」に基づき適切に情報公開を行っている。使命・目的を実現するために中期計画を策定し、その目標と行動計画の進捗状況を確認することによる自己点検・評価活動を実施し、継続的に努力している。

環境保全では独自のキャンペーンを実施して省エネに努め、人権配慮に関しては、規則を整備した上で全教職員を対象に研修会を毎年行っている。安全面では「危機管理マニュアル」を整備し、地域の消防署の協力のもと、全学生・教職員を対象に毎年避難訓練を実施し、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、理事会は寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事の選任、事業計画及び予算・決算等の重要事項の審議・決定を行い、適切に運営され機能している。また、理事長が委嘱した常務理事による常務理事会を月 1、2 回開催し、法人の各設置校の現況の把握、改革・改善点の抽出等を行い、機動的な意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の理事会の出席状況についても適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思疎通と連携は、理事である学長を中心に適切に行っている。また、理事長のリーダーシップが発揮できるよう、常務理事会を設置して内部統制環境を整備している。教職員の提案等をくみ上げる仕組みは、教学では部科長連絡会、事務組織ではグループ長会議の開催等により整えている。

監事の職務について、一部改善を要する点等あるものの、法人及び大学の相互チェック

は、常務理事である総務部長、企画部長が部長会構成員であること、教職員評議員の選任等により体制を整備している。監事の選任、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、適切である。評議員の選任及び評議員会の運営については適切に行われ、評議員の評議員会への出席状況も良好である。

〈改善を要する点〉

○私立学校法、寄附行為において、監事の職務の一つとして学校法人全体の業務を監査することが規定されているが、教学に関する監査が実施されていない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛先が理事長、評議員長になっている点は、私立学校法に基づき、理事会、評議員会に宛先を変更することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画の裏付けとなる財務計画「事業活動収支計算書（5カ年予想）」を作成し、財務運営を行っている。組織改革と改組改編による支出抑制及び学生募集強化を力点に、予算編成では重要度と緊急性により優先順位をつけ採択している。

収支バランスにおいて経常収支差額比率を重視しており、法人全体、大学部門共に過去5年間にわたり収入超過で推移している。学生募集を強化するために管理経費比率が全国平均を上回っているものの、人件費比率は低水準で安定して推移し、収入では外部資金の導入に努めており、収支バランスは安定している。

目標を掲げて減価償却引当特定資産を組入れるなど資産の充実を図り、積立率は過去5年間改善を続けている。金融資産は「資金運用管理規程」に基づき確実に運用しており、現時点で健全な財務基盤を確立している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」「予算統制規程」等の学内諸規則を定めて実施しているが、予算流用の際「経理規程」に定める手続が実施されておらず、学内規則に則した会計処理の実施が望まれる。予算編成は予算編成方針を示し、調整やヒアリングを経て学内規則にのっとり適切に策定している。予算の追加、変更に対応し、「経理規程」に基づき補正予算を編成している。

監査については、「経理規程」第 75 条に定める監査計画、第 78 条に定める監査報告書を作成しておらず、規則に則した内部監査の実施が望まれる。監事による監査は、総務部による支援や文部科学省主催の監事研修会への出席等のサポートを行い、実施体制を整備している。公認会計士による監査は適切に実施しており、会計処理で指摘された事例は学内で共有し、業務改善につなげている。

〈参考意見〉

- 予算流用の際に「経理規程」第 63 条第 1 項第 1 号、第 2 号に定める内容について、予算責任者及び理事長の承認手続きを実施していない点において、規則の遵守による予算執行、会計処理の実施が望まれる。
- 内部監査で「経理規程」に定める監査計画の立案及び監査報告書の作成、提出を行っていない点について、規則に則した内部監査の実施体制の整備が望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、令和 2(2020)年度に策定した「梅花女子大学中期計画(2020~2024)」に「基本目標」と「具体的な行動計画」を明示し、大学の質保証として「内部質保証のための組織整備と責任体制の確立と自己点検・評価の充実」を明文化している。内部質保証の恒常的な組織は、「自己点検・評価規程」に基づき、全学的組織として、学長のもとに「自己点検・評価運営委員会」を設置し、中期計画の実施状況について恒常的に点検・評価を行う組織体制を整備している。評価結果は毎年公表することを義務付けている。

中期計画や内部質保証の実現のため、自己点検・評価運営委員会が各学部・学科・研究科その他組織の点検・評価を全学的観点から検証し、毎年度の自己点検・評価の実施と公表という PDCA サイクルの確立により、内部質保証の機能の充実と責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、「自己点検・評価規程」に基づき、「自己点検・評価運営委員会」を設置して、「梅花女子大学中期計画（2020～2024）」で定めた基本目標の達成に向け、具体的な点検項目を検討して自主的・自立的な自己点検・評価を毎年実施している。自己点検・評価は、中期計画をもとにした自己点検・評価と日本高等教育評価機構の評価項目の二つの視点で整合性を図り、エビデンスに基づいた評価結果の毎年公表を義務化としている。自己点検・評価の結果は、令和 3(2021)年から毎年「梅花女子大学自己点検・評価報告書」を作成して、ホームページで学内外に公表し情報共有をしている。自己点検・評価等に必要データの把握・収集及び分析は、教育・研究支援センターと総務部が行い、各種アンケートなどより、学修環境や学生の行動実態に関する事項の調査・分析を実施して、現状把握の体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、「三つのポリシー」を起点とした自己点検・評価を令和 2(2020)年度から毎年実施し、中期計画の達成状況と課題の分析結果を踏まえて、内部質保証の改善を検討する PDCA サイクル体制を確立させ反映している。

中期計画は、具体的な行動計画を示し、点検・評価は日本高等教育評価機構の評価基準と対応関係にあるが、独自テーマとして「グローバル教育の推進」を追加して、大学の発展に向けた大学運営戦略を担っている。内部質保証の具体的計画では、「学修成果の可視化と情報公開」「3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」「学科で必修としている資格を確実に取得できるような学修環境の整備を続ける」の視点での点検・評価を確立して、大学運営の改善に向けて内部質保証が機能している。

〈参考意見〉

○内部質保証の実施において、教学面と管理運営面の一部に、法令や規則に準拠しない運営が行われている点は、規則に沿った運営が望まれる。

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 女性の感性をいかす地域連携・産学連携

A-1-① 学生の学びと連動した活動

A-2. 梅花歌劇団「劇団この花」による質の高い舞台芸術を発信することによる地域文化への寄与

A-2-① オリジナルミュージカルの発信やイベント出演

【概評】

平成 23(2011)年より、女性の感性を生かし、従来男性中心の社会構造の中で生み出されていた製品・技術、仕組みに新しい価値を与えるイノベーション型の産学連携を強化している。現在では 280 件を超える商品化やアイデアの実装が行われ、全学科において女性の活躍を体現する活動を、地域社会とともに教育研究として取組み、学生の学びにつながっている点は特筆すべき点である。

全学的に取り組んでいる「問題発見・解決セミナー」や、「グランフロント大阪ナレッジキャピタル」「TheLab.みんなで世界一研究所」の常設展示などは、学生と教職員が一体となり、学芸、ダンス・チアリーディング、保健、保育・教育など専門的かつ多種・多様なパフォーマンスやワークショップを開催し、医療、食、文化、国際などの学びを展開することで地域に貢献している。

また、平成 25(2013)年に梅花歌劇団「劇団この花」を創設して、有名・無名にかかわらず世界中の「チャレンジ&エレガンス」を体現する女性を主人公としたミュージカルを、梅花女子大学澤山記念ホールで年 1 回開催するほか、福祉施設などのイベントにも招待を受けて講演し、地域社会の文化への発信となっている。エンターテイナーとして活躍する卒業生を送り出しており、在学生には活躍の場を、地域の子どもたちには幼少期から身近に良い音楽・良い言葉に触れ、感動を提供する場となっている。その結果、劇団は大学の目的と使命を体現するためのスローガンである「チャレンジ&エレガンス」を学生が体現できる場であり、地域から愛されるキャンパスを実現するために重要な資財となっており、他では真似できない、特長ある大学教育にもつながる重要な事業であると考えられる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学園内連携

学校法人梅花学園は、幼稚園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁する総合学園である。建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性を育成する」ことを共有し、その目標達成のために連携を図っている。

具体的な連携としては、①高大連携授業の提供②中学・高等学校・大学チアリーディング部 RAIDERS の共演③梅花歌劇団、梅花高校舞台芸術専攻、中学舞台芸術エレガンスコースの共演④教育実習・幼稚園実習⑤学内推薦入試の実施などがある。

高大連携授業については平成 16（2004）年度以降、梅花高校 2・3 年生を対象に毎年大学の教員が入れ替わりながら平均 8 講座程度（通年週 1 回 50 分×2 コマ・25 回程度）を実施している。実施に際しては大学、高校の担当者からなる高大連携授業委員会を組織して授業担当者の選定、履修希望者の募集及びクラス分け等を行ってきた。特に大学の学科と関連の強い高校の専攻では、生徒の学びへの意識付けに役立っている。なお、大学の授業に高校生が科目等履修生として取得した単位は、梅花女子大学入学後、申請により入学前修得単位として単位認定される。

中学・高等学校・大学のチアリーディング部 RAIDERS は全国的にも強豪として知られ、外部のイベントに招かれることが多い。大学の入学式、オープンキャンパス、卒業記念パーティーなどさまざまな場面でもその華々しい演技を見せてくれている。中でもグランフロント大阪で開催する「1 Day Campus エメラルドパフォーマンス」や、ららぽーと EXPOCITY で開催する「2 Day Campus ルビーフェスタ」では、オール梅花としてすべてのチームが共演し、参加した教職員ならびに地域住民と交流を深める良い機会となっている（基準 A）。同様のイベントとして「梅花エレガンスコレクションうめコレ（グランフロント大阪）」、「クリスマス・イブニング（梅花女子大学）」などがある。さらに、梅花中学校に入学を希望する小学 5・6 年生を対象としたキッズレイダース及び梅花幼稚園の園児チームであるミニレイダースがあり、学生・生徒・児童・園児が梅花学園でチアリーディングの練習に励んでいる。

学内推薦入試では、高等学校長の推薦を基に面接を実施して合否判定を行っている。入試に先立ち、大学側からは学長、入試広報部長、入試広報部職員、高校側からは高等学校長、教頭、進路指導部長、2・3 年学年主任、さらに学園より企画部長が一堂に集まって、入学予定者数、推薦基準等について意見交換する二者懇談会を実施している。

また幼稚園、中学校、高等学校を持つことから多くの学生・生徒がそれぞれで教育実習・現場実習・体験を行っている。例えば、梅花高校こども保育専攻の生徒は、梅花女子大学の教員による高大連携授業「こども学特講」を受講し、保育の仕事やこどもについて理解を深め、梅花幼稚園の遠足に参加し、遠足引率実習を行っている。そこでは学生と生徒、園児の交流のみならず、幼稚園・中学校・高等学校の担当教員と大学の指導教員との意見交換及び交流の場にもなっている。